平成２４年（フ）第３４８号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本729番地
破産者　有限会社ついき
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９号
岐阜県大垣市枝郷３丁目24番地大野屋ビル内
破産者　株式会社三友
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
静岡市清水区銀座11番25号
破産者　株式会社第一靴鞄店
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４号
三重県志摩市志摩町和具822番地
破産者　株式会社ニュー奥志摩
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
大分市大字一木889番地
破産者　大分県内水面養殖漁業協同組合
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５号
大分県別府市石垣東６丁目６番８号
破産者　有限会社きこり
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２６号
東京都中野区弥生町２―29―８　藤原ビル202、住民票上の住所佐賀県武雄市山内町大字宮野27364番地54
破産者　山下　靖弘
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２７号
佐賀県武雄市山内町大字宮野27364番地54
破産者　山下建比古
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１８号
宮崎県延岡市伊達町２丁目94番地６
破産者　佐藤　正三
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第４２３号
札幌市西区西野６条６丁目８番21号
破産者　上島　　章
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4703番地20
破産者　木村　智子
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６９２号
横浜市都筑区南山田２丁目36番６―303号
破産者　小川　　功
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００９号
横浜市神奈川区青木町２番地１　シーアイマンション神奈川809号
破産者　笹谷　栄壽
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８１号
横浜市鶴見区駒岡４丁目41番39号
破産者　高野　幸司
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２９号
川崎市幸区柳町１番地　伸幸ビル　602、開始決定時の住所神奈川県逗子市久木８丁目１番41号
破産者　鈴木　新作
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
神奈川県座間市相模が丘５丁目15番28号　大静荘101号
破産者　佐藤　　守
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２４８号
静岡市駿河区新川２丁目２番17号、旧住所静岡市駿河区高松3345番地　ハッピーパレス105号
破産者　石田　勝美
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８４号
名古屋市中川区吉津３丁目3207番地　ドリームハウスコダマ101号、従前の住所名古屋市瑞穂区彌富通５丁目３番地　レジデンスナカクニ301号
破産者　佐藤　純司
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６３号
愛知県小牧市大字小松寺1093番地１　レトア城光Ｂ棟202号
破産者　田之上哲也
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部